

事 務 連 絡  
令和 7 年 3 月 4 日

訪問看護ステーション 様

滋賀県国民健康保険団体連合会

滋賀県国保連合会における事務処理の変更について

平素は、訪問看護療養費請求事務に対し格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、本会での事務処理について下記のとおり実施することといたしますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 国民健康保険および後期高齢者医療にかかる訪問看護療養費等の振込額の合算について

訪問看護療養費等の支払については、従来、金融機関等には国民健康保険分と後期高齢者医療分に分けて振込みをしていましたが、令和7年4月振込分（令和7年2月診療分）より、国民健康保険分と後期高齢者医療分を合算して振込みいたします。

なお、支払額通知書にはその合算額にあたる「振込 計」欄を設けておりますので、そちらで実際の振込額をご確認ください。

また、過誤・再審査等で減額調整をする場合は制度をまたがった金額調整ができないことから、いずれかで不足額が生じた際は従前どおり別途納付書にてお支払いいただくこととなりますのでご了承ください。

#### 2. 「診療報酬（訪問看護療養費）総括票」の配布の終了について

オンラインによる請求が拡大していることから、令和7年4月以降「診療報酬（訪問看護療養費）総括票」の配布を終了させていただきます。

「総括票」の原本を一部同封しますので、今後は同封の「総括表」をコピーしていただくか、本会のホームページに掲載しております総括票をダウンロードのうえご利用いただきますようお願いいたします。

- ※ 現行の総括表の在庫がある場合は、しばらくの間そのままご使用頂きます。
- ※ 印刷の際、所定の色紙（オレンジ色）にて印刷ください。
- ※ オンライン請求機関で電子請求のみの請求月においては、当該様式の提出は不要です。  
(返戻再請求等で紙媒体の請求がある場合に使用ください。)

【 お問い合わせ先 】

滋賀県国民健康保険団体連合会  
審査課

TEL 077-522-4382

事 務 連 絡  
令和 7 年 3 月 4 日

訪問看護ステーション 様

滋賀県国民健康保険団体連合会

滋賀県国保連合会における事務処理の変更について

平素は、訪問看護療養費請求事務に対し格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、本会での事務処理について下記のとおり実施することといたしますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 国民健康保険および後期高齢者医療にかかる訪問看護療養費等の振込額の合算について

訪問看護療養費等の支払については、従来、金融機関等には国民健康保険分と後期高齢者医療分に分けて振込みをしていましたが、令和7年4月振込分（令和7年2月診療分）より、国民健康保険分と後期高齢者医療分を合算して振込みいたします。

なお、支払額通知書にはその合算額にあたる「振込 計」欄を設けておりますので、そちらで実際の振込額をご確認ください。

また、過誤・再審査等で減額調整をする場合は制度をまたがった金額調整ができないことから、いずれかで不足額が生じた際は従前どおり別途納付書にてお支払いいただくこととなりますのでご了承ください。

#### 2. 「診療報酬（訪問看護療養費）総括票」の配布の終了について

オンラインによる請求が拡大していることから、令和7年4月以降「診療報酬（訪問看護療養費）総括票」の配布を終了させていただきます。

「総括票」の原本を一部同封しますので、今後は同封の「総括表」をコピーしていただくか、本会のホームページに掲載しております総括票をダウンロードのうえご利用いただきますようお願いいたします。

- ※ 現行の総括表の在庫がある場合は、しばらくの間そのままご使用頂きます。
- ※ 印刷の際、所定の色紙（オレンジ色）にて印刷ください。
- ※ オンライン請求機関で電子請求のみの請求月においては、当該様式の提出は不要です。  
（返戻再請求等で紙媒体の請求がある場合に使用ください。）

【 お問い合わせ先 】

滋賀県国民健康保険団体連合会  
審査課

TEL 077-522-4382